

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月15日
【計算期間】	第11期（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）
【ファンド名】	世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）
【発行者名】	T & D アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒尾 耿介
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-3434-6630
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）（以下「当ファンド」といいます。）は、「世界優良株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）に属します。

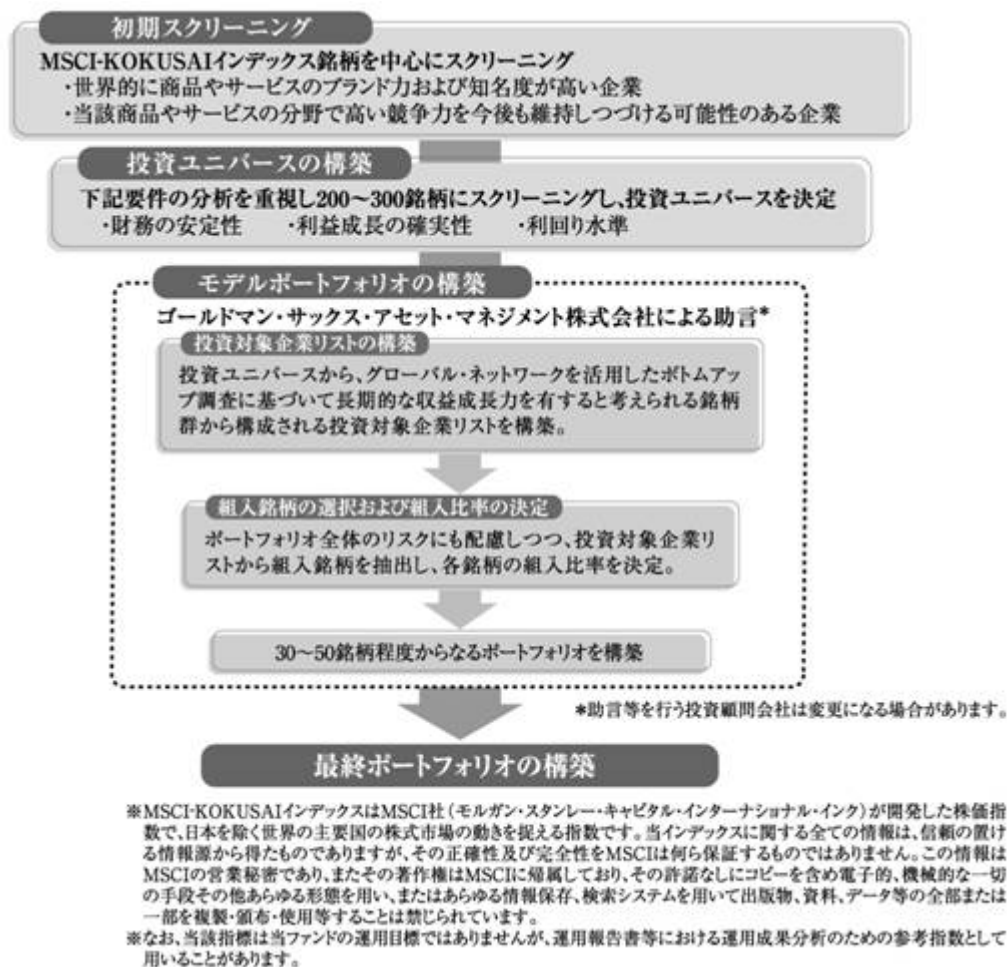
「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドです。信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- a. 当ファンドは、主として、マザーファンドを通じて、世界主要国（日本を除く）の金融商品取引所に上場されている企業の株式およびそれに準ずる株式に投資し、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。
- b. 株式への投資にあたっては、T & D アセットマネジメントが会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、ユニバースを決定します。その後、ボトムアップによる企業分析と一貫性のある定量的手法を用い、銘柄を30～50程度に絞り込みます。
- c. 原則として、毎決算日（3ヵ月毎）に収益の分配を行います。1、4、7、10月の各15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- d. 組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。
- e. マザーファンドにおける株式への投資にあたっては、以下のような投資態度で臨みます。
 - (1) 株式への投資にあたっては、「MSCI-KOKUSAI インデックス」の構成銘柄を中心に、時価総額および会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、200～300銘柄の投資対象群（ユニバース）を決定します。
 - (2) その後、投資対象群（ユニバース）から、グローバル・ネットワークを活用したボトム・アップ調査に基づいて長期的な収益成長力を有すると考えられる銘柄群から構成される投資対象企業リストを構築します。その中からポートフォリオ全体のリスクにも配慮しつつ30～50社程度に絞り込んだポートフォリオを作成して、実際の投資を行います。この選定に当たっては、投資顧問契約に基づきゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から投資助言を受けます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、世界の個人投資家の資産運用や機関投資家、政府系機関の資金運用を行っております。国内外の株式や債券、為替、その他代替投資も含め、様々な運用を提供しております。
- f. 当ファンドは世界的に知名度が高い海外の優良企業に投資します。外国株投資の第一歩（入門編）としてお考えいただけます。また、全組入銘柄を月次報告書で開示することにより、ファンドの透明性確保に努めています。（月次報告書は委託会社のホームページにてご覧いただけます。<http://www.tdasset.co.jp/>）
- g. 一流企業には一流企業である理由があります。海外の優良企業は、世界的マーケットのなかで厳しい競争を勝ち抜いた企業です。それゆえ、収益および財務体質は一般に盤石であるといえるでしょう。当ファンドはこうした世界で一流の“勝ち組”企業のなかから銘柄を厳選し集中的に投資するファンドです。強い企業がより強くなる成長ステージを捉え、安定した収益の確保をめざします。

[運用プロセス]



投資先の一例（2008年8月末現在）

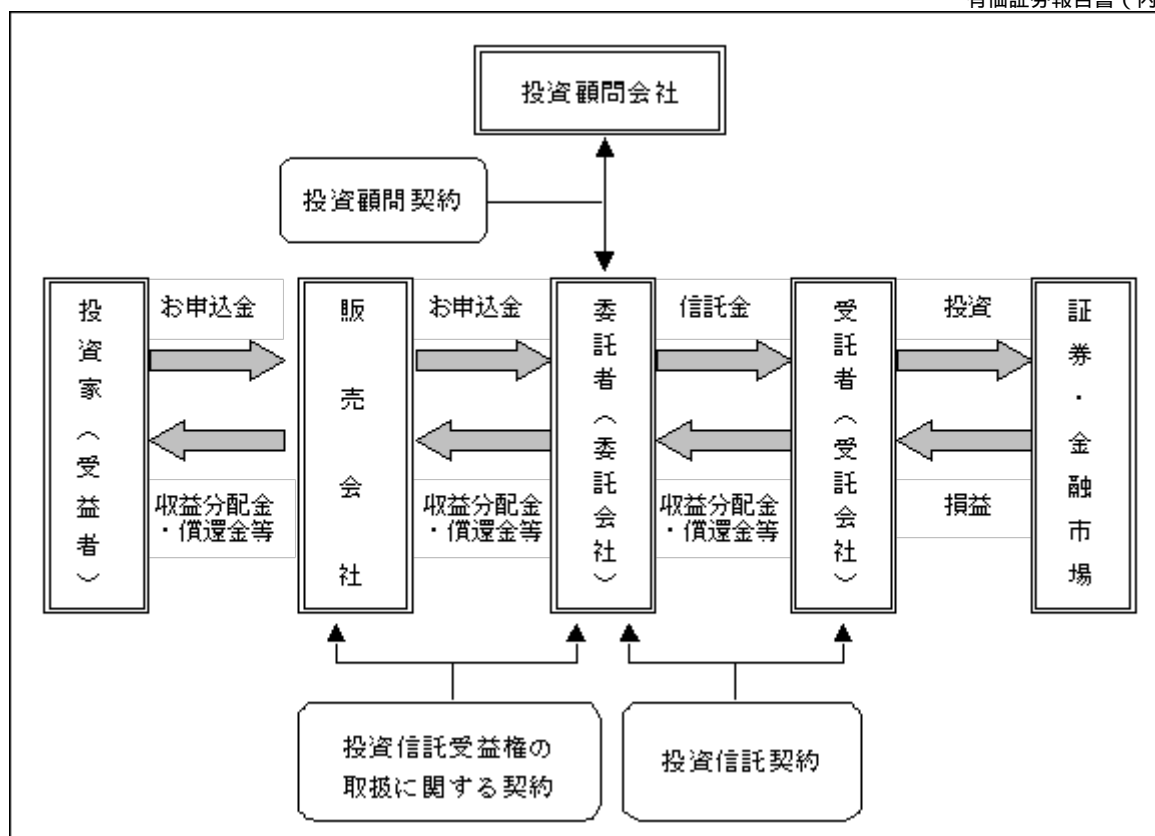
マイクロソフト ＜MICROSOFT CORP＞ 業種：システム・ソフトウェア 本社所在地：米国 世界最大級のソフトウェア会社です。市販パソコンの約9割に同社の基本ソフトが搭載されており、応用ソフトについても市場の大部分を占めています。現在は家庭用娯楽製品の製造やインターネット関連サービスなども展開しています。	BHPビルトン ＜BHP BILLITON LTD＞ 業種：各種金属・鉱業 本社所在地：オーストラリア オーストラリアに本拠を置く世界最大規模の資源グループで、約20カ国に100以上の拠点を展開しています。石油、石炭、天然ガスなどの資源をはじめ、金、ダイヤモンド、銅といった幅広い金属や鉱産品等を手掛けています。
ネスレ ＜NESTLE SA＞ 業種：包装食品・肉 本社所在地：スイス インスタントコーヒーやミネラルウォーターをはじめ、広範囲にわたる飲料、食品等の製造・販売を手掛ける世界最大規模の食品グループです。近年ではペットフードにおいても世界トップクラスとなり、また医薬品の分野にも進出しています。	ジョンソン・エンド・ジョンソン ＜JOHNSON & JOHNSON＞ 業種：医薬品 本社所在地：米国 ヘルスケア製品メーカーとしては世界最大級の規模を誇ります。医薬品、歯科用品および関連サービス等を幅広く供給しています。主力の医薬品部門では近年、企業の買収や業務提携を進め、業務の拡大を推進しています。

※業種分類は、MSCI世界産業分類基準（小分類・154業種）に基づいています。

※上記は、2008年8月末現在のマザーファンドにおける投資先の一例です。当資料は独立したものであり、投資先企業と提携しているものではなく、また、投資先企業が当ファンドについて後援・提携・支持をするものではありません。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

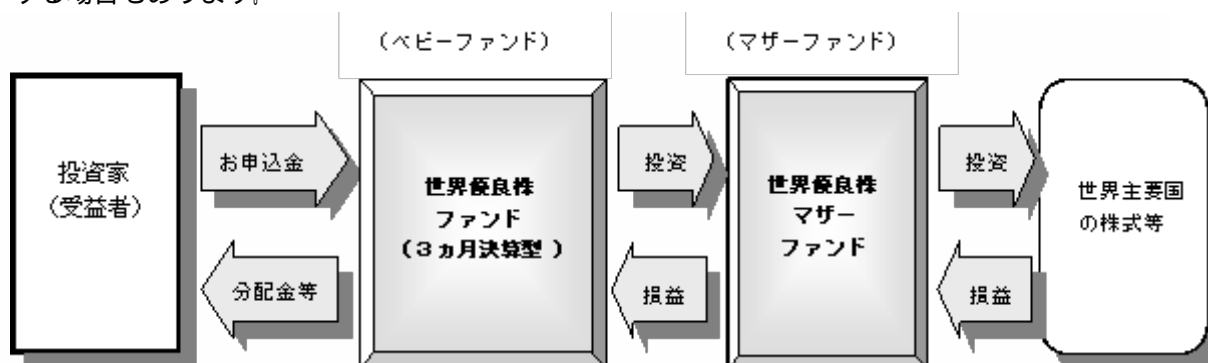


ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からご投資いただいた資金をベビーファンド（世界優良株ファンド（3ヵ月決算型））としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（世界優良株マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際にはコストはかからず、また、マザーファンドの収益はすべてベビーファンドに還元されます。ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うことができます。

また、当ファンド以外のファンド（ベビーファンド）が、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合もあります。



委託者（以下「委託会社」ということがあります。）およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & D アセットマネジメント株式会社

委託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託約款の届出
- (2) 投資信託財産の運用指図
- (3) 投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）

(4) 目論見書および運用報告書の作成等

委託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

b. 受託会社

日興シティ信託銀行株式会社

受託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 投資信託財産の保管・管理・計算

(2) 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等

受託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

c. 販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1) 受益権の募集・販売の取扱い

(2) 受益権の一部解約請求の取扱い

(3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い

(4) 目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託会社が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。

（参考）投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社は、委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、ファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。なお、投資顧問会社は変更される場合があります。

委託会社の概況

a. 資本金

平成20年9月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立

同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

平成9年12月1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

平成11年2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

平成11年4月1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

平成14年1月24日 投資顧問業者の登録

平成14年6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

平成14年7月1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

平成18年8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

平成19年3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

平成19年9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、

投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成20年9月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資により、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。なお、株式等に直接投資することがあります。

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

投資態度

- (1) 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界主要国の金融商品取引所に上場されている企業の株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に実質的に投資を行い、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。
- (2) 株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本とします。
- (3) 実質外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。
- (4) 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

世界優良株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りません。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として世界優良株マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- (11) コマーシャル・ペーパー
- (12) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (13) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- (14) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - (16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (17) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (18) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (19) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書および(13)ならびに(16)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(13)ならびに(16)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ。）により運用することを指図することができます。

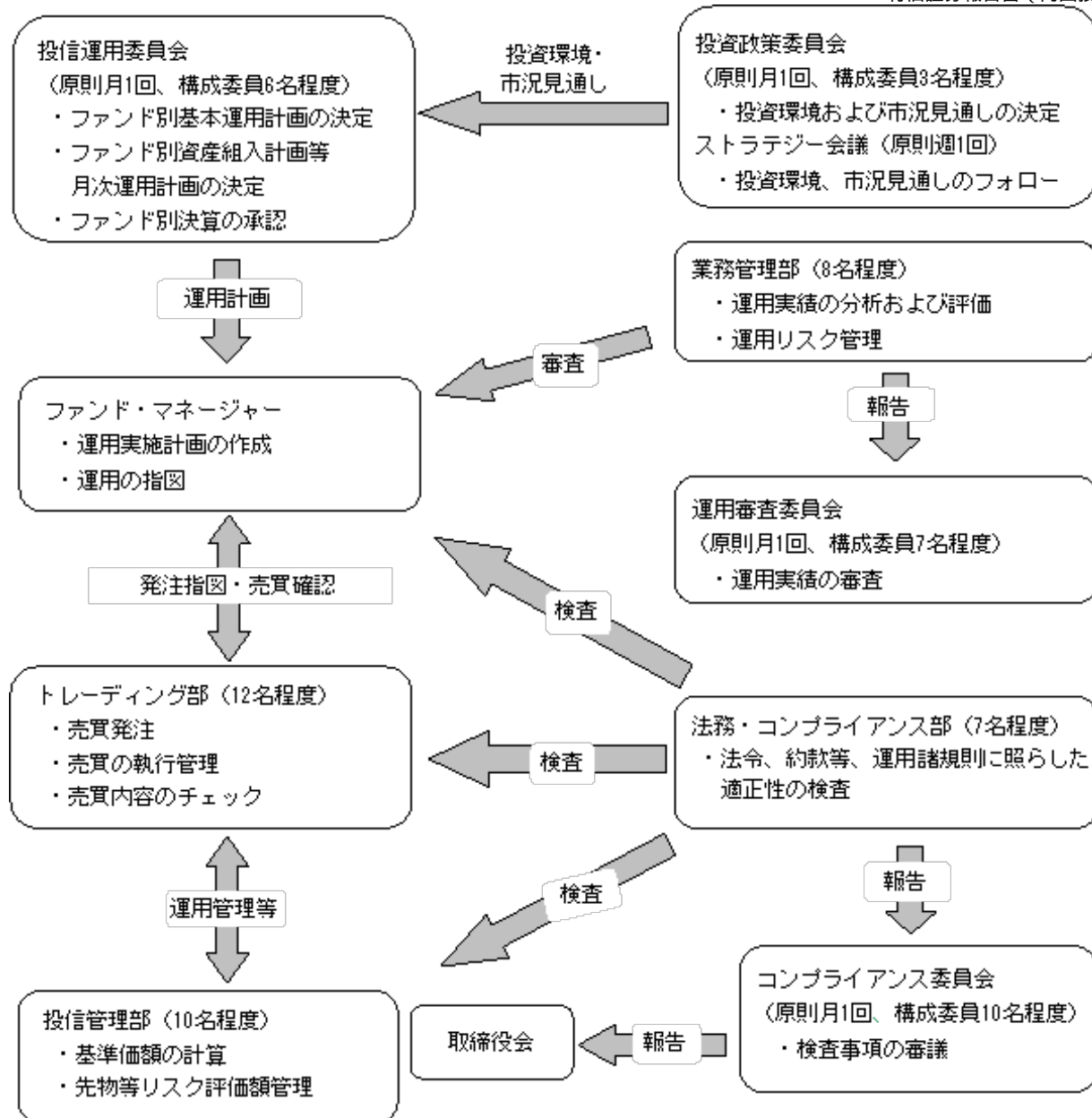
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

なお、当ファンド（マザーファンドを含みます。）はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社より運用に関する助言を受けております。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、投信運用委員会（チーフ・インベストメント・オフィサーを委員長とし、運用統括部長、投信管理部長、業務管理部長、投信マーケティング部長、法務・コンプライアンス部長および委員が指名する者を委員として、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催）での審議・決定および運用統括部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

ファンドの運用体制等は平成20年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

当ファンドは、3ヵ月に1回（1、4、7、10月の各15日とします。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市場環境等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった留保利益については、委託会社の判断に基づき運用の基本方針に基づいて運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。自動継続投資コースをお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- e. (1) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(2) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. (1) 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取

る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益権および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第21条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、hで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつhで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (3) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第21条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第21条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益権ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつhで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- i. (1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j. (1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (2) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (5) j に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債券の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (6) j に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k . (1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l . 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- m . (1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産

総額の10%を超えないこととします。

- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- (4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

上記の a および b における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。

上記の c、e および f ならびに 1 における投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および関係法令に基づく投資制限

- a . 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）世界優良株マザーファンド

（１）投資方針

基本方針

マザーファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- (1) 主として、世界主要国の金融商品取引所に上場されている企業の株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に投資し、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。
- (2) 株式の組入比率は高位に保つことを基本とします。
- (3) 株式への投資にあたっては、「MSCI-KOKUSAI インデックス」の構成銘柄を中心に、時価総額および会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、投資ユニバース（実際に投資する可能性のある会社群をいいます。）を選定します。投資ユニバースは原則として6ヵ月毎に見直します。
- (4) 投資ユニバースの中から、個別企業の調査情報および定量的分析に基づき、将来の収益性と比較して現在の株価が割安と判断できる銘柄を選定し、実際の投資を行います。
- (5) 外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。
- (6) 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

世界主要国の上場株式等を主要投資対象とします。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (1) 有価証券
- (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）
- (3) 金銭債権

(4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- (11) コマーシャル・ペーパー
- (12) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (13) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (14) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (17) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (18) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (19) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書および(13)ならびに(16)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(13)ならびに(16)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への投資には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- e. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- h. (1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- i. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - (1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益権および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、i から k で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- j. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨にか

かる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- (1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- (2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ i から k で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

k . 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- (1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益権ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ i から k で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

l . (1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m . (1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- (5) mに規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債券の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (6) mに規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- n . (1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- o . 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

3【投資リスク】

（１）当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（申込金額に所定の申込手数料（税込）を加えた額で、投資家が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、主として世界主要国の株式に投資します。一般に、株式の価格は大きく変動します。株式市場が下落した場合、または当ファンドが保有する株式の価格下落等の場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

為替変動およびカントリーリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。当ファンド（マザーファンドを含みます。）は原則として対円での為替ヘッジを行いませんので通貨の価格変動によって当該外貨建資産の円建の評価額は変動します。一般に外貨建資産の価格は円高になれば下落します。外貨建資産の価格が下落した場合、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。また、外貨建資産への投資は、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあり、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

信用リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、株式、公社債等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる場合があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

金利変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、公社債等にも投資することがあります。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性があります。当ファンドの解約による資金流出のみならず、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの解約による資金流出に対応し、その解約資金を手当てするために、マザーファンドにおいて通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性もあります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

上記のほか、投資家が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、一部解約時に控除される信託財産留保額、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資家が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

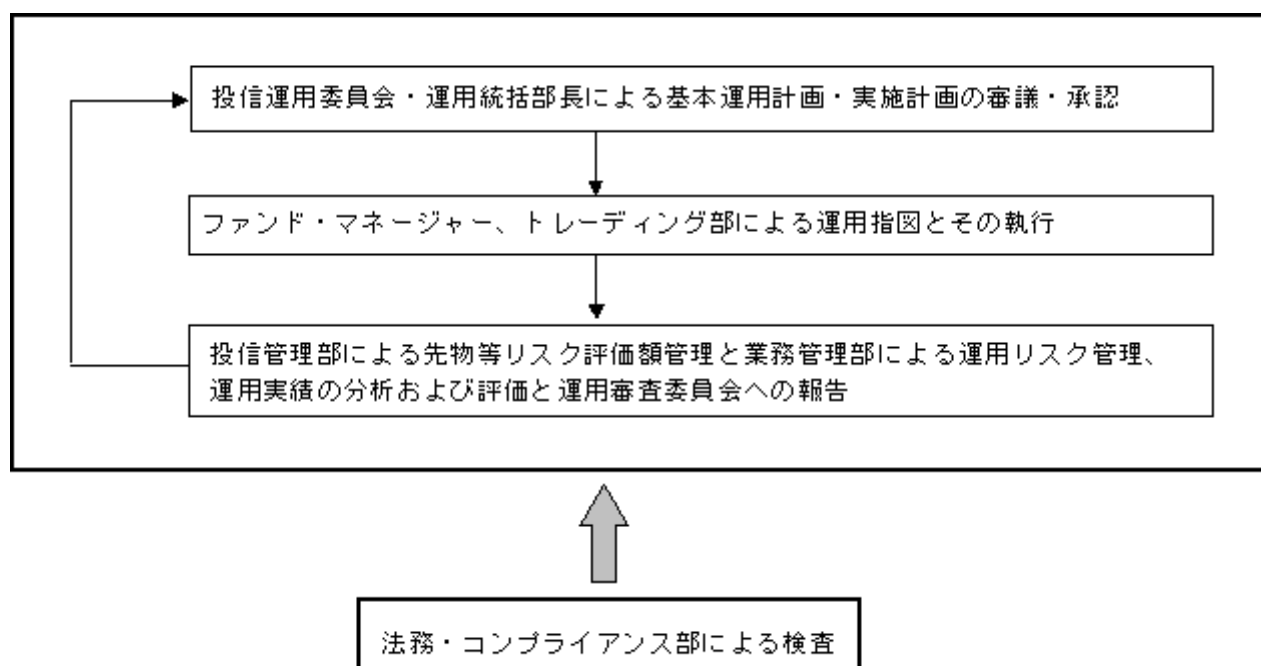
（２）投資リスクに対する管理体制

当社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

前述の「２ 投資方針（３）運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク（株価変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、投信運用委員会および運用統括部長による審議・承認を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 投信管理部は、ファンドの基準価額の計算を行うとともに、先物・オプション取引等のリスク評価額の管理を行い、必要な部署等へ定期的な報告を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委

員会で審議し、取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成20年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料（1口当たり）は、申込金額もしくは申込口数に応じ、販売会社が個別に定める率（本書提出日現在の上限は3.15%（税抜3.0%）です。）を、発行価格に乗じて得た額とします。自動継続投資コースを選択された際における、収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は平日営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.554%（税抜1.480%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の分配については、各販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて以下の通りとします。

（委託会社分には、投資顧問会社に支払う投資顧問料を含みます。）

支払先			
各販売会社の 取扱いに係る純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社

100億円未満の場合	年0.7434% (税抜0.7080%)	年0.7350% (税抜0.7000%)	年0.0756% (税抜0.0720%)
100億円以上300億円未満の場合	年0.7224% (税抜0.6880%)	年0.7560% (税抜0.7200%)	
300億円以上500億円未満の場合	年0.6909% (税抜0.6580%)	年0.7875% (税抜0.7500%)	
500億円以上の場合	年0.6594% (税抜0.6280%)	年0.8190% (税抜0.7800%)	

上記の信託報酬の総額（税込）は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.00735%（税抜0.007%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料および外貨建資産の保管等に要する費用、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、投資信託財産が負担します。この他先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、投資家が当ファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査報酬はありません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告の必要はありませんので、10%の源泉分離課税と実質的に同じこととなります。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式等の売却益との通算（3年間の繰越控除対象）が可能となります。

買取請求による換金の場合、買取差益については、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、買取差損益については、株式等の譲渡による所得との通算（3年間の繰越控除対象）が可能となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

平成21年1月1日以降は、以下の取扱いとなります。

1. 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、上場株式等を含めた配当所得（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）の合計額が年間100万円を超える場合は確定申告が必要となります（申告分離課税も選択できます。）。
2. 一部解約時および償還時については譲渡益の取扱いとなります。
一部解約時および償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。その税率は平成21年および平成22年においてその年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額

のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。平成23年以降は金額に関わらず20%（所得税15%および地方税5%）となります。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との通算が可能となります。また一部解約時および償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、所得税7%の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、上記の所得税7%の税率は、平成21年4月1日から、所得税15%となります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動継続投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成21年2月27日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,693	99.02
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	47	0.98
合計（純資産総額）	-	4,740	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成21年2月27日現在）

国名	種 類	銘 柄 名	数 量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	世界優良株 マザーファンド	6,384,474,263	0.75008 4,788,866,696	0.73510 4,693,227,030	99.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成21年2月27日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 特定期間 （平成16年1月15日現在）	1,195	1,200	1.0359	1.0409
第2期 特定期間 （平成16年7月15日現在）	1,659	1,673	1.0255	1.0355

第3期 特定期間 （平成17年1月17日現在）	4,702	4,770	1.0277	1.0427
第4期 特定期間 （平成17年7月15日現在）	6,001	6,266	1.1006	1.1506
第5期 特定期間 （平成18年1月16日現在）	4,960	5,277	1.0983	1.1683
第6期 特定期間 （平成18年7月18日現在）	7,012	7,371	1.0280	1.0880
第7期 特定期間 （平成19年1月15日現在）	10,081	10,933	1.1365	1.2465
第8期 特定期間 （平成19年7月17日現在）	13,287	14,280	1.1682	1.2582
第9期 特定期間 （平成20年1月15日現在）	13,341	14,063	0.9777	1.0377
第10期 特定期間 （平成20年7月15日現在）	10,485	10,616	0.8164	0.8264
第11期 特定期間 （平成21年1月15日現在）	4,735	4,848	0.4513	0.4613
平成20年2月末日	11,855	-	0.8916	-
平成20年3月末日	11,005	-	0.8264	-
平成20年4月末日	11,998	-	0.9041	-
平成20年5月末日	12,070	-	0.9231	-
平成20年6月末日	11,034	-	0.8485	-
平成20年7月末日	10,992	-	0.8585	-
平成20年8月末日	10,867	-	0.8582	-
平成20年9月末日	8,758	-	0.7100	-
平成20年10月末日	6,709	-	0.5548	-
平成20年11月末日	5,957	-	0.5003	-
平成20年12月末日	5,112	-	0.4848	-
平成21年1月末日	4,885	-	0.4508	-
平成21年2月末日	4,740	-	0.4420	-

（注）分配金の額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 特定期間（平成15年9月1日～平成16年1月15日）	0.0050
第2期 特定期間（平成16年1月16日～平成16年7月15日）	0.0100
第3期 特定期間（平成16年7月16日～平成17年1月17日）	0.0150
第4期 特定期間（平成17年1月18日～平成17年7月15日）	0.0500
第5期 特定期間（平成17年7月16日～平成18年1月16日）	0.0700
第6期 特定期間（平成18年1月17日～平成18年7月18日）	0.0600
第7期 特定期間（平成18年7月19日～平成19年1月15日）	0.1100
第8期 特定期間（平成19年1月16日～平成19年7月17日）	0.0900
第9期 特定期間（平成19年7月18日～平成20年1月15日）	0.0600
第10期 特定期間（平成20年1月16日～平成20年7月15日）	0.0100
第11期 特定期間（平成20年7月16日～平成21年1月15日）	0.0100

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 特定期間（平成15年9月1日 ～ 平成16年1月15日）	4.09
第2期 特定期間（平成16年1月16日 ～ 平成16年7月15日）	0.04
第3期 特定期間（平成16年7月16日 ～ 平成17年1月17日）	1.68
第4期 特定期間（平成17年1月18日 ～ 平成17年7月15日）	11.96
第5期 特定期間（平成17年7月16日 ～ 平成18年1月16日）	6.15
第6期 特定期間（平成18年1月17日 ～ 平成18年7月18日）	0.94
第7期 特定期間（平成18年7月19日 ～ 平成19年1月15日）	21.25
第8期 特定期間（平成19年1月16日 ～ 平成19年7月17日）	10.71
第9期 特定期間（平成19年7月18日 ～ 平成20年1月15日）	11.17
第10期 特定期間（平成20年1月16日 ～ 平成20年7月15日）	15.48
第11期 特定期間（平成20年7月16日 ～ 平成21年1月15日）	43.50

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）世界優良株マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成21年2月27日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,942	56.11
	イギリス	503	9.60
	フランス	493	9.41
	スイス	419	8.00
	デンマーク	145	2.76
	オランダ	111	2.12
	オーストラリア	98	1.87
	ドイツ	87	1.66
	シンガポール	79	1.50
	香港	70	1.33
	バミューダ諸島	64	1.22
	小計	5,012	95.58
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	232	4.42
合計（純資産総額）	-	5,244	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成21年2月27日現在）

国	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 （株）	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
---	----	----	----	-----	-----------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------

1	フランス	株式	EUR	エネルギー	TOTAL SA	45,100	37.53 210,282,224	38.14 213,689,762	4.08
2	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー ・ハードウェア および機器	HEWLETT-PACKARD	67,200	35.31 232,111,581	30.24 198,762,440	3.79
3	アメリカ	株式	US ドル	医薬品・バイオ テクノロジー	JOHNSON & JOHNSON	36,700	57.90 207,855,562	52.44 188,240,040	3.59
4	アメリカ	株式	US ドル	ヘルスケア機器 ・サービス	BAXTER INTERNATIONAL INC	31,100	53.47 162,641,324	54.87 166,908,559	3.18
5	アメリカ	株式	US ドル	食品・飲料 ・タバコ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	44,800	41.56 182,106,551	34.21 149,904,388	2.86
6	スイス	株式	SW フラン	食品・飲料 ・タバコ	NESTLE (R)	46,100	39.36 152,235,430	37.88 146,494,423	2.79
7	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	MICROSOFT	90,400	19.07 168,608,556	16.42 145,186,034	2.77
8	デン マーク	株式	DK ク ローネ	医薬品・バイオ テクノロジー	NOVO NORDISK 'B'	28,700	286.31 137,062,953	302.00 144,572,232	2.76
9	アメリカ	株式	US ドル	各種金融	JPMORGAN CHASE & CO	64,000	25.62 160,347,318	23.05 144,289,312	2.75
10	スイス	株式	SW フラン	医薬品・バイオ テクノロジー	NOVARTIS (R)	37,100	52.26 162,649,699	45.64 142,046,239	2.71
11	イギリス	株式	UK ポンド	食品・生活 必需品小売り	TESCO	298,900	3.47 144,808,591	3.38 141,199,690	2.69
12	アメリカ	株式	US ドル	医薬品・バイオ テクノロジー	AMGEN	27,500	56.04 150,737,436	51.23 137,797,173	2.63
13	アメリカ	株式	US ドル	食品・生活 必需品小売り	WAL-MART STORES	28,000	51.52 141,107,025	48.25 132,141,310	2.52
14	アメリカ	株式	US ドル	食品・飲料 ・タバコ	PEPSICO INC	26,900	51.08 134,384,142	49.42 130,028,418	2.48
15	アメリカ	株式	US ドル	メディア	TIME WARNER INC	171,100	9.41 157,534,263	7.54 126,184,094	2.41
16	アメリカ	株式	US ドル	エネルギー	EXXON MOBIL	17,700	75.15 130,098,040	70.95 122,831,265	2.34
17	アメリカ	株式	US ドル	ヘルスケア機器 ・サービス	WELLPOINT INC	35,200	36.86 126,914,911	35.34 121,672,510	2.32
18	フランス	株式	EUR	メディア	VIVENDI SA	49,100	20.69 126,187,374	18.79 114,613,231	2.19
19	イギリス	株式	UK ポンド	エネルギー	BG GROUP	79,000	9.64 106,400,683	10.11 111,561,019	2.13
20	オランダ	株式	EUR	電気通信 サービス	KPN	87,500	10.33 112,240,672	10.22 111,092,678	2.12
21	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー ・ハードウェア および機器	CISCO SYSTEMS INC	77,700	15.71 119,421,589	14.49 110,121,638	2.10
22	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー ・ハードウェア および機器	IBM	12,600	83.15 102,468,886	88.97 109,647,162	2.09
23	アメリカ	株式	US ドル	素材	AIR PRODUCTS & CHEMICA	22,700	50.23 111,525,016	46.71 103,709,606	1.98
24	アメリカ	株式	US ドル	保険	TRAVELERS COS INC/THE	28,700	38.41 107,808,921	36.71 103,050,366	1.97
25	アメリカ	株式	US ドル	エネルギー	DEVON ENERGY CORPORATION	22,200	60.85 132,138,102	45.48 98,754,453	1.88
26	アメリカ	株式	US ドル	エネルギー	HESS CORP	18,700	51.34 93,903,762	53.83 98,457,600	1.88
27	オースト リア	株式	Aドル	素材	BHP BILLITON LTD	54,400	30.87 106,078,967	28.60 98,282,413	1.87

28	アメリカ	株式	US ドル	公益事業	FIRSTENERGY CORP	23,000	50.86 114,416,182	43.50 97,858,905	1.87
29	スイス	株式	SW フラン	医薬品・バイオ テクノロジー	ROCHE HOLDING	8,630	169.26 122,539,816	133.00 96,288,103	1.84
30	ドイツ	株式	EUR	公益事業	E.ON AG	34,200	25.84 109,774,354	20.50 87,097,653	1.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成21年2月27日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	エ ネ ル ギ ー	14.53
株式	医薬品・バイオテクノロジー	13.52
株式	食 品 ・ 飲 料 ・ タ バ コ	11.14
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.98
株式	素 材	6.06
株式	メ デ ィ ア	5.98
株式	ヘルスケア機器・サービス	5.50
株式	食 品 ・ 生 活 必 需 品 小 売 り	5.21
株式	各 種 金 融	4.63
株式	銀 行	4.14
株式	公 益 事 業	3.53
株式	保 険	2.94
株式	ソフトウェア・サービス	2.77
株式	資 本 財	2.64
株式	電 気 通 信 サ ー ビ ス	2.12
株式	商 業 サ ー ビ ス ・ 用 品	1.55
株式	不 動 産	1.33
合 計		95.58

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

（注2）各業種の区分については、GICS（世界産業分類基準）の24業種分類に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年9月1日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

当ファンドのマザーファンドである「世界優良株マザーファンド」の設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得の申込みを行うものとし、取得申込は、ロンドンまたはニューヨークの休業日を除く毎営業日に販売会社で受付けます。受付けのできない日につきましては、販売会社または委託会社までお問い合わせください。申込みの受付けは、原則として営業日の午後3時（国内の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社により取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。

取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時（国内の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。なお、ロンドンまたはニューヨークの休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。基準価額につきましては、下記にお問い合わせください。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は平日営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限ですが、後述の「（５）その他 信託の終了 a．ファンドの繰上償還」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、および10月16日から翌年1月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

a．ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (2) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。
 - (6) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (7) (4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c．委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記の「投資信託約款の変更（４）」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- d．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、下記の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこ

の投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- (1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (3) (2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)の投資信託約款の変更をしません。
- (5) 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- (1) 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- (2) 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資顧問契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、特段の事情がない限り、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。ただし、一定の事由が生じた場合には、相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。
- (3) (1)および(2)の契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は「金融商品取引法」の規定に基づき有価証券報告書および臨時報告書を提出します。また、「投資信託財産の計算に関する規則」の規定に基づき、特定期間（毎年1月の計算期間終了日の翌日から7月の計算期間終了日までの期間および毎年7月の計算期間終了日の翌日から翌年1月の計算期間終了日までの期間）を対象として運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払

いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず「自動継続投資コース」を選択した受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約（換金）請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

反対者の買取請求権

前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する投資信託契約の解約または前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第10期特定期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第11期特定期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第10期特定期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第11期特定期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3．当ファンドは、第10期特定期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）及び第11期特定期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位: 円)

	第10期 特定期間 (平成20年7月15日現在)	第11期 特定期間 (平成21年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	223,302,304	127,025,253
親投資信託受益証券	10,390,939,772	4,688,360,551
流動資産合計	10,614,242,076	4,815,385,804
資産合計	10,614,242,076	4,815,385,804
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	64,217,154	52,453,704
未払解約金	19,313,776	4,632,251
未払受託者報酬	2,203,882	1,134,608
未払委託者報酬	43,098,466	22,188,132
その他未払費用	214,180	110,218
流動負債合計	129,047,458	80,518,913
負債合計	129,047,458	80,518,913
純資産の部		
元本等		
元本	12,843,565,471	10,490,742,012
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,358,370,853	5,755,875,121
（分配準備積立金）	143,928,148	28,106,354
元本等合計	10,485,194,618	4,734,866,891
純資産合計	10,485,194,618	4,734,866,891
負債純資産合計	10,614,242,076	4,815,385,804

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 特定期間 （自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）	第11期 特定期間 （自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）
営業収益		
受取利息	298,113	171,054
有価証券売買等損益	1,935,126,686	4,242,579,221
営業収益合計	1,934,828,573	4,242,408,167
営業費用		
受託者報酬	4,403,751	3,054,901
委託者報酬	86,118,468	59,740,946
その他費用	434,522	296,890
営業費用合計	90,956,741	63,092,737
営業利益	2,025,785,314	4,305,500,904
経常利益	2,025,785,314	4,305,500,904
当期純利益	2,025,785,314	4,305,500,904
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	76,881,807	298,173,793
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	304,130,413	2,358,370,853
剰余金増加額又は欠損金減少額	120,741,081	908,771,562
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	120,741,081	908,771,562
剰余金減少額又は欠損金増加額	95,593,701	185,774,504
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	95,593,701	185,774,504
分配金	130,484,313	113,174,215
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,358,370,853	5,755,875,121

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第10期 特定期間 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	第11期 特定期間 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価し ております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

第10期 特定期間 (平成20年7月15日現在)	第11期 特定期間 (平成21年1月15日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 12,843,565,471口	1 特定期間の末日における受益権の総数 10,490,742,012口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 2,358,370,853円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 5,755,875,121円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.8164円 (1万口当たり純資産額 8,164円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.4513円 (1万口当たり純資産額 4,513円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第10期 特定期間 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	第11期 特定期間 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
分配金の計算過程	平成20年1月16日から平成20年4月15日までの計算期間末における分配対象金額1,724,234,282円（1万口当たり1,300円）のうち、66,272,846円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額（5,687円）によるものです。 平成20年4月16日から平成20年7月15日までの計算期間末における分配対象金額1,714,681,518円（1万口当たり1,335円）のうち、64,217,827円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額（673円）によるものです。	平成20年7月16日から平成20年10月15日までの計算期間末における分配対象金額1,565,740,390円（1万口当たり1,289円）のうち、60,720,519円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額（8円）によるものです。 平成20年10月16日から平成21年1月15日までの計算期間末における分配対象金額1,313,800,500円（1万口当たり1,252円）のうち、52,453,710円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額（6円）によるものです。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 特定期間 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	第11期 特定期間 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第10期 特定期間 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	第11期 特定期間 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
期首元本額	13,644,956,949 円	12,843,565,471 円
期中追加設定元本額	752,134,906 円	413,336,587 円
期中一部解約元本額	1,553,526,384 円	2,766,160,046 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第10期 特定期間（自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,390,939,772 円	164,638,851 円
合計	10,390,939,772 円	164,638,851 円

第11期 特定期間（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,688,360,551 円	1,660,032,717 円
合計	4,688,360,551 円	1,660,032,717 円

3 デリバティブ取引関係

第10期 特定期間（自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）

該当事項はありません。

第11期 特定期間（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成21年1月15日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	世界優良株 マザーファンド	6,251,981,000	4,688,360,551	
合計		6,251,981,000	4,688,360,551	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）世界優良株マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「世界優良株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

尚、当ファンドの各特定期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成20年7月15日現在）	（平成21年1月15日現在）
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		42,537,895	94,813,767
金銭信託		418,732	291,064
コール・ローン		162,473,315	29,710,554
株式		12,157,825,103	5,057,413,179
未収入金		188,804,081	131,353,009
未収配当金		22,914,406	6,707,514
流動資産合計		12,574,973,532	5,320,289,087
資産合計		12,574,973,532	5,320,289,087
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	74,725
流動負債合計		-	74,725
負債合計		-	74,725
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		9,458,919,150	7,094,810,431
剰余金			
期末剰余金（欠損金）		3,116,054,382	1,774,596,069
純資産合計		12,574,973,532	5,320,214,362
負債・純資産合計		12,574,973,532	5,320,289,087

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	対象期間	（自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）	（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）
-----	------	--------------------------------	--------------------------------

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	(1)株式 同左 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、外国株式については株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益及び為替差損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

（平成20年7月15日現在）	（平成21年1月15日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 9,458,919,150口	1 計算期間の末日における受益権の総数 7,094,810,431口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,774,596,069円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3294円 （1万口当たり純資産額 13,294円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7499円 （1万口当たり純資産額 7,499円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日 （平成20年7月15日現在）	（平成21年1月15日現在）
期首元本額	10,173,806,877 円	9,458,919,150 円
期中追加設定元本額	415,035,833 円	314,979,467 円
期中一部解約元本額	1,129,923,560 円	2,679,088,186 円
期末元本額	9,458,919,150 円	7,094,810,431 円
元本の内訳*		
世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）	7,816,262,805 円	6,251,981,000 円
世界優良株ファンド（毎月決算型）	1,093,959,314 円	400,195,532 円
世界優良株ファンド（ラップ向け）	255,195,788 円	119,862,054 円

世界優良株ファンドA号 （適格機関投資家転売制限付）	293,501,243 円	322,771,845 円
合計	9,458,919,150 円	7,094,810,431 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	12,157,825,103 円	1,927,410,027 円
合計	12,157,825,103 円	1,927,410,027 円

（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	5,057,413,179 円	1,540,401,174 円
合計	5,057,413,179 円	1,540,401,174 円

3 デリバティブ取引関係

（自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）

該当事項はありません。

（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）

取引の状況に関する事項

1 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組みと利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。
3 取引に係るリスクの内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。
4 取引に係るリスクの管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	78,608,206	-	78,634,644	26,438
	カナダ・ドル	992,424	-	993,393	969
	オーストラリア・ドル	2,546,662	-	2,551,415	4,753
	香港・ドル	2,825,288	-	2,825,485	197
	イギリス・ポンド	9,801,161	-	9,814,716	13,555
	スイス・フラン	10,622,723	-	10,632,029	9,306
	デンマーク・クローネ	3,154,635	-	3,154,835	200
	ユーロ	22,704,983	-	22,724,290	19,307
合 計		131,256,082	-	131,330,807	74,725

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（３）附属明細表

有価証券明細表

a．株式

（平成21年1月15日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	EXXON MOBIL	17,600	75.10	1,321,760.00	
	BOEING	19,800	41.20	815,760.00	
	HEWLETT-PACKARD	83,100	35.39	2,940,909.00	
	IBM	12,500	83.19	1,039,875.00	
	CISCO SYSTEMS INC	77,000	15.74	1,211,980.00	
	SCHLUMBERGER	11,900	40.43	481,117.00	
	JOHNSON & JOHNSON	36,400	57.95	2,109,380.00	
	TIME WARNER INC	169,700	9.43	1,600,271.00	
	MICROSOFT	89,700	19.09	1,712,373.00	
	WAL-MART STORES	27,700	51.56	1,428,212.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	63,400	25.91	1,642,694.00	
	GENERAL ELECTRIC	66,800	14.11	942,548.00	
	UNITED PARCEL SERVIC	22,600	48.15	1,088,190.00	
	AMGEN	32,800	56.08	1,839,424.00	
	PEPSICO INC	26,700	51.10	1,364,370.00	
	AVON PRODUCTS INC	27,800	21.16	588,248.00	

（平成21年1月15日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GENERAL MILLS INC	13,900	58.75	816,625.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	41,700	53.45	2,228,865.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	13,700	26.59	364,283.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	22,000	61.10	1,344,200.00	
	WELLPOINT INC	34,900	36.88	1,287,112.00	
	SPRINT NEXTEL CORP	330,200	2.27	749,554.00	
	VIACOM INC-CLASS B	47,800	16.75	800,650.00	
	HESS CORP	18,500	51.31	949,235.00	
	INVESCO LTD	53,150	12.31	654,276.50	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	44,500	41.56	1,849,420.00	
	小計			33,171,331.50	
	（邦貨換算）			(2,960,209,623)	
カナダ・ドル	ROYAL BANK OF CANADA	16,400	34.84	571,376.00	
	小計			571,376.00	
	（邦貨換算）			(40,990,514)	
オーストラリア・ドル	BHP BILLITON LTD	54,000	30.94	1,670,760.00	
	小計			1,670,760.00	
	（邦貨換算）			(98,725,208)	
香港・ドル	SUN HUNG KAI	90,200	66.45	5,993,790.00	
	ESPRIT HOLDINGS LTD	113,100	40.60	4,591,860.00	
	小計			10,585,650.00	
	（邦貨換算）			(121,734,975)	
シンガポール・ドル	DBS GROUP HOLDING	157,500	8.42	1,326,150.00	
	小計			1,326,150.00	
	（邦貨換算）			(79,224,201)	
イギリス・ポンド	BP PLC	153,400	4.89	749,665.80	
	TESCO	296,400	3.47	1,027,322.40	
	VODAFONE GROUP PLC	592,300	1.36	805,528.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	20,600	12.93	266,358.00	
	小計			2,848,874.20	
	（邦貨換算）			(371,379,241)	
スイス・フラン	NOVARTIS (R)	36,800	52.20	1,920,960.00	
	NESTLE (R)	45,700	39.30	1,796,010.00	
	ROCHE HOLDING	8,530	169.20	1,443,276.00	
	小計			5,160,246.00	
	（邦貨換算）			(412,768,078)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK 'B'	28,500	286.00	8,151,000.00	
	小計			8,151,000.00	
	（邦貨換算）			(128,785,800)	
ユーロ	TOTAL SA	44,700	37.56	1,678,708.50	
	AIR LIQUIDE	11,600	62.30	722,680.00	
	VIVENDI SA	48,700	20.69	1,007,359.50	

（平成21年1月15日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SOCIETE GENERALE	16,100	31.70	510,370.00	
	AXA	25,700	12.94	332,558.00	
	BNP PARIBAS	15,060	32.07	482,898.90	
	NOKIA	38,300	10.34	396,022.00	
	E.ON AG	39,000	25.87	1,008,930.00	
	ALLIANZ SE	6,850	67.11	459,703.50	
	UNILEVER CERTS.CVA	33,000	17.16	566,280.00	
	小計 （邦貨換算）			7,165,510.40 (843,595,539)	
	合計 （邦貨換算）	3,298,290		(5,057,413,179)	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 26 銘柄	55.64%	58.53%
カナダ・ドル	株式 1 銘柄	0.77%	0.81%
オーストラリア・ドル	株式 1 銘柄	1.86%	1.95%
香港・ドル	株式 2 銘柄	2.29%	2.41%
シンガポール・ドル	株式 1 銘柄	1.49%	1.57%
イギリス・ポンド	株式 4 銘柄	6.98%	7.34%
スイス・フラン	株式 3 銘柄	7.76%	8.16%
デンマーク・クローネ	株式 1 銘柄	2.42%	2.55%
ユーロ	株式 10 銘柄	15.86%	16.68%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成21年2月27日
資産総額	4,755,581,527円
負債総額	15,817,697円
純資産総額（ - ）	4,739,763,830円
発行済数量	10,723,361,235口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.4420円

（参考）世界優良株マザーファンド

	平成21年2月27日
資産総額	5,243,590,044円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	5,243,590,044円
発行済数量	7,133,405,682口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.7351円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間 (平成15年9月1日 ~ 平成16年1月15日)	1,188,202,454	35,000,000
第2期 特定期間 (平成16年1月16日 ~ 平成16年7月15日)	559,765,269	95,137,797
第3期 特定期間 (平成16年7月16日 ~ 平成17年1月17日)	3,176,438,731	218,613,254
第4期 特定期間 (平成17年1月18日 ~ 平成17年7月15日)	1,189,922,582	312,591,743
第5期 特定期間 (平成17年7月16日 ~ 平成18年1月16日)	362,719,002	1,299,494,170
第6期 特定期間 (平成18年1月17日 ~ 平成18年7月18日)	3,387,110,555	1,082,276,341
第7期 特定期間 (平成18年7月19日 ~ 平成19年1月15日)	4,198,007,671	2,148,147,583
第8期 特定期間 (平成19年1月16日 ~ 平成19年7月17日)	5,061,528,826	2,558,718,314
第9期 特定期間 (平成19年7月18日 ~ 平成20年1月15日)	4,154,303,063	1,883,062,002
第10期 特定期間 (平成20年1月16日 ~ 平成20年7月15日)	752,134,906	1,553,526,384
第11期 特定期間 (平成20年7月16日 ~ 平成21年1月15日)	413,336,587	2,766,160,046

(注) 1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成20年9月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（２）会社の機構

経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用計画、月次運用計画の決定

- ・運用の基本政策を決定する投資政策委員会（原則月1回開催）およびその具体化を図るためのストラテジー会議（原則週1回開催）において、投資環境および市況見通しに関する審議・決定が行われます。
- ・これらを踏まえ、投資信託の個別ファンドに関する基本運用計画およびファンド別資産組入計画等の月次運用計画は、チーフ・インベストメント・オフィサーを議長とする投信運用委員会で決定されます。同委員会は、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されます。

b．運用実施計画の作成

- ・上記の基本運用計画、運用方針を受けて、ファンド・マネージャーが各ファンドへの個別銘柄の組入計画等（個別ファンドの運用実施計画書）を作成します。

c．運用の実行

- ・運用実施計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部のトレーダーに売買発注指示があり、売買が執行されます。

d．運用のチェック等

- ・投信管理部において、ファンドの基準価額の計算を行うとともに先物等リスク評価額の管理を行います。
- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会で協議し、取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成20年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年2月末日現在、101本であり、その純資産総額の合計は834,999百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	81本	772,166百万円
単位型株式投資信託	10本	15,667百万円
追加型公社債投資信託	3本	27,708百万円
単位型公社債投資信託	7本	19,458百万円
合計	101本	834,999百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

ただし、財務諸表等規則は平成20年8月7日に改正されておりますが、第27期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）および第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第27期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表、及び第29期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第 27 期 (平成19年 3月31日現在)			第 28 期 (平成20年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 預金			5,810,652			6,725,572	
2. 支払委託金			26,756			-	
(1) 収益分配金		548			-		
(2) 償還金		26,207			-		
3. 前払金			-			1,159	
4. 前払費用			62,819			65,801	
5. 未収入金			9,105			-	
6. 未収委託者報酬			596,373			736,427	
7. 未収運用受託報酬			-			697,242	
8. 未収投資顧問料			565,324			-	
9. 繰延税金資産			204,797			234,631	
10. その他			4,144			561	
流動資産計			7,279,973	89.7		8,461,396	90.6
固定資産							
1. 有形固定資産	2		169,062			169,099	
(1) 建物		113,330			99,176		
(2) 器具備品		53,414			69,026		
(3) その他		2,317			897		
2. 無形固定資産	3		6,845			33,943	
(1) 電話加入権		2,862			2,862		
(2) ソフトウェア		3,982			10,669		
(3) ソフトウェア仮勘定		-			20,411		
3. 投資その他の資産			658,163			671,200	
(1) 投資有価証券		66,029			62,200		
(2) 関係会社株式		319,107			319,107		
(3) 長期差入保証金	1	189,903			189,903		
(4) 繰延税金資産		73,366			95,692		
(5) その他		9,757			4,296		
固定資産計			834,071	10.3		874,244	9.4
資産合計			8,114,045	100.0		9,335,640	100.0

		第 27 期 (平成19年 3 月31日現在)			第 28 期 (平成20年 3 月31日現在)		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			4,952			148	
2. 未払金			314,339			673,127	
(1) 未払収益分配金		1,647			1,647		
(2) 未払償還金		53,343			42,308		
(3) 未払手数料		206,048			259,675		
(4) その他未払金	1	53,300			369,497		
3. 未払費用			164,257			230,217	
4. 未払法人税等			332,297			150,582	
5. 未払消費税等			29,317			41,096	
6. 賞与引当金			380,931			447,539	
7. 役員賞与引当金			4,260			29,994	
流動負債計			1,230,356	15.2		1,572,707	16.8
固定負債							
1. 退職給付引当金			162,999			207,802	
2. 役員退職慰労引当金			17,435			-	
固定負債計			180,434	2.2		207,802	2.2
負債合計			1,410,790	17.4		1,780,509	19.1

		第 27 期 (平成19年 3月31日現在)			第 28 期 (平成20年 3月31日現在)		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金	4		1,100,000	13.6		1,100,000	11.8
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.4		277,667	3.0
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,012,719			2,864,672		
利益剰余金合計			5,325,510	65.6		6,177,462	66.2
株主資本合計			6,703,178	82.6		7,555,130	80.9
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			76	0.0		-	-
評価・換算差額等合計			76	0.0		-	-
純資産合計			6,703,254	82.6		7,555,130	80.9
負債純資産合計			8,114,045	100.0		9,335,640	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
１．委託者報酬			3,808,770			4,526,988	
２．運用受託報酬			-			2,608,031	
３．投資顧問料			2,259,059			-	
４．その他営業収益			-			12,523	
営業収益計			6,067,829	100.0		7,147,543	100.0
営業費用							
１．支払手数料			1,183,911			1,496,650	
２．広告宣伝費			63,552			72,933	
３．公告費			4,560			78	
４．受益証券発行費			10,360			-	
５．調査費			755,255			963,935	
（１）調査費		13,208			22,235		
（２）委託調査費		313,182			543,594		
（３）情報機器関連費		405,890			394,241		
（４）図書費		3,745			3,864		
（５）営業資料費		19,228			-		
６．委託計算費			100,529			128,954	
７．営業雑経費			58,643			155,983	
（１）通信費		9,417			9,555		
（２）印刷費		37,353			97,188		
（３）協会費		10,459			8,892		
（４）諸会費		1,412			2,315		
（５）紹介手数料		-			38,031		
営業費用計			2,176,811	35.9		2,818,537	39.4
一般管理費							
１．給料			1,236,390			1,362,368	
（１）役員報酬	1	48,949			50,205		
（２）給料・手当		1,029,632			1,147,782		
（３）賞与		157,808			164,379		
２．法定福利費			167,039			185,363	
３．退職金			19,920			15,865	
４．福利厚生費			4,896			5,032	
５．交際費			3,858			3,922	
６．旅費交通費			34,980			56,202	
７．事務委託費			-			144,564	
８．租税公課			27,634			25,086	
９．不動産賃借料			101,232			165,414	
１０．退職給付費用			48,014			57,280	
１１．役員退職慰労金			-			3,565	
１２．役員退職慰労引当金繰入			1,785			-	
１３．賞与引当金繰入			380,931			447,539	
１４．役員賞与引当金繰入			4,260			29,994	

		第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
15. 固定資産減価償却費			116,401			58,516	
16. 諸経費			170,508			107,700	
一般管理費計			2,317,853	38.2		2,668,418	37.3
営業利益			1,573,164	25.9		1,660,587	23.2
営業外収益							
1. 受取配当金			2,475			1,353	
2. 受取利息			480			1,694	
3. 時効成立分配金・償還金			5,389			11,035	
4. その他			403			131	
営業外収益計			8,748	0.1		14,216	0.2
営業外費用							
1. 為替差損			256			2,943	
2. 事務過誤損失			2,024			344	
3. その他			182			111	
営業外費用計			2,462	0.0		3,400	0.0
経常利益			1,579,450	26.0		1,671,403	23.4
特別利益							
1. 固定資産売却益	3		13			53	
2. 投資有価証券売却益			64			40	
特別利益計			78	0.0		94	0.0
特別損失							
1. 固定資産売却損	4		2,290			1,286	
2. 固定資産除却損	5		-			76	
3. 子会社株式評価損			623			-	
4. 投資有価証券売却損			17			111	
5. 投資有価証券清算損			-			819	
6. 本社移転費用	6		186,117			-	
特別損失計			189,049	3.1		2,294	0.0
税引前当期純利益			1,390,479	22.9		1,669,203	23.4
法人税、住民税 および事業税	2		-			734,835	
法人税等			680,202			-	
過年度法人税等			40,054			15,447	
法人税等調整額			12,383			52,107	
当期純利益			682,605	11.2		971,027	13.6

（３）【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

第27期事業年度(自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
			資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	
平成18年3月31日残高 (千円)	1,100,000	277,667	175,000	3,137,790	1,453,249	6,143,707
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					▲119,075	▲119,075
利益処分による 役員賞与					▲4,060	▲4,060
当期純利益					682,605	682,605
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)						-
事業年度中の変動額 合計(千円)	-	-	-	-	559,470	559,470
平成19年3月31日残高 (千円)	1,100,000	277,667	175,000	3,137,790	2,012,719	6,703,178

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高 (千円)	▲6	6,143,701
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		▲119,075
利益処分による 役員賞与		▲4,060
当期純利益		682,605
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	82	82
事業年度中の変動額 合計（千円）	82	559,553
平成19年3月31日残高 (千円)	76	6,703,254

第28期事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
			利益 準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日残高 (千円)	1,100,000	277,667	175,000	3,137,790	2,012,719	6,703,178
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					▲119,075	▲119,075
当期純利益					971,027	971,027
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）						-
事業年度中の変動額 合計（千円）	-	-	-	-	851,952	851,952
平成20年3月31日残高 (千円)	1,100,000	277,667	175,000	3,137,790	2,864,672	7,555,130

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日残高 (千円)	76	6,703,254
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		▲119,075
当期純利益		971,027
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	▲76	▲76
事業年度中の変動額 合計（千円）	▲76	851,876
平成20年3月31日残高 (千円)	-	7,555,130

重要な会計方針

	第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法を採用しております。(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定 しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に 取得した建物(建物付属設備は除 く)は、定額法を採用してありま す。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物 8 ～ 18年 器具備品 3 ～ 15年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについて は、社内における見込利用可能期間 (5 年)に基づく定額法を採用して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴 い、平成19年 3 月31日以前に取得し た資産については、改正前の法人税 法に基づく減価償却の方法の適用 により取得価額の5%に到達した事 業年度の翌事業年度より、取得価額 の5%相当額と備忘価額との差額を 5年間にわたり均等償却し、減価償 却費に含めて計上しております。こ れにより、営業利益、経常利益、およ び税引前当期純利益はそれぞれ27 千円減少いたしております。 (2) 無形固定資産 同左
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一 般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額を計上してありま す。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒 引当金の残高はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるた め、支給見込み額を計上してありま す。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当会計期間負担額を計上しております。 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法に比べて一般管理費が4,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。	(3) 退職給付引当金 同左 _____ (5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当会計期間負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 _____	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税税度の適用 当事業年度から㈱T & Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計処理方法の変更

第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これによる当会計期間の損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、6,703,254千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—————
—————	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更いたしております。これにより、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ4,854千円減少いたしております。

表示方法の変更

第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
	(貸借対照表関係) 1. 前事業年度において、流動資産の未収投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た未収収益は、金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、当事業年度より未収運用受託報酬に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動資産の未収投資顧問料に含まれる未収運用受託報酬は565,223千円です。 2. 前事業年度において、流動負債の未払法人税等として掲記されていたもののうち、法人税に相当するものは、(株)T & Dホールディングスを連結納税親会社として連結納税制度を適用したことに伴い、当事業年度よりその他未払金に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動負債の未払法人税等に含まれる法人税の金額は221,608千円です。 (損益計算書関係) 1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、営業収益の投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た収益は、当事業年度より運用受託報酬に含めて表示し、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度よりその他営業収益に含めて表示しております。なお、前事業年度の営業収益の投資顧問料に含まれる運用受託報酬は2,246,918千円、その他営業収益は12,140千円です。 2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、法人税等として掲記されていたものは、当事業年度より法人税、住民税および事業税と表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第 27 期 (平成19年 3月31日現在)	第 28 期 (平成20年 3月31日現在)
1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 11,584千円 器具備品 45,210千円 その他 110千円 3 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 108,301千円	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円 流動負債 未払金 325,181千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 27,525千円 器具備品 79,375千円 3 _____

（損益計算書関係）

第 27 期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1 役員報酬の限度額 取締役 年額 2億5,000万円以内 監査役 年額 3,000万円以内 2 法人税等680,202千円には法人税、住民税及び事業税が含まれております。 3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 13千円 4 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 電話加入権 2,290千円 5 _____ 6 本社移転費用に含まれる固定資産除却損は次のとおりであります。 器具備品 3,051千円	1 _____ 2 _____ 3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 53千円 4 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 他有形固定資産 1,286千円 5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 76千円 6 _____

（株主資本等変動計算書関係）

第27期事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	119,075	110	平成18年3月31日	平成18年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月6日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	119,075	110	平成19年3月31日	平成19年6月7日

第28期事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月6日 定時株主総会	普通株式	119,075	110	平成19年3月31日	平成19年6月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

(リース取引関係)

第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
1．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	
	取得価額 減価償却 期末残高
	累 計 額
	相 当 額 相 当 額 相 当 額
	(千 円) (千 円) (千 円)
器具備品	4,110 2,311 1,798
ソフト	- - -
ウェア	- - -
その他	- - -
合 計	4,110 2,311 1,798
2．未経過リース料期末残高相当額	
1 年内	1,064千円
1 年超	833千円
合 計	1,898千円
3．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	1,785千円
減価償却費相当額	1,576千円
支払利息相当額	248千円
4．減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
5．利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

（有価証券関係）

第27期事業年度（平成19年3月31日現在）

有価証券

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他（投資信託）	1,500	1,630	130
	小計	1,500	1,630	130
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式等	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他（投資信託）	200	198	1
	小計	200	198	1
合計		1,700	1,829	129

5．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
59,046	64	17

6．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

7．時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	64,200
(2) 子会社株式 非上場株式	319,107

8．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第28期事業年度（平成20年3月31日現在）

有価証券

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）
該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
1,729	40	111

6. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	319,107

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第 27 期 (平成19年 3 月31日現在)	第 28 期 (平成20年 3 月31日現在)																				
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。当制度への移行に伴う損益への影響及び資産の移換額ははありません。 2．退職給付債務及びその内訳 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>162,999千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>162,999千円</td></tr> </table> (注) 当社は、対象人員が136名と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。 3．退職給付費用の内訳 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>41,830千円</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td><td><u>6,183千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>48,014千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	(1) 退職給付債務	162,999千円	(2) 退職給付引当金	162,999千円	勤務費用	41,830千円	確定拠出年金への掛金支払額	<u>6,183千円</u>	退職給付費用	48,014千円	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。 2．退職給付債務及びその内訳 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>207,802千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>207,802千円</td></tr> </table> (注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。 3．退職給付費用の内訳 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>48,812千円</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td><td><u>8,468千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>57,280千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務の計算基礎 同左	(1) 退職給付債務	207,802千円	(2) 退職給付引当金	207,802千円	勤務費用	48,812千円	確定拠出年金への掛金支払額	<u>8,468千円</u>	退職給付費用	57,280千円
(1) 退職給付債務	162,999千円																				
(2) 退職給付引当金	162,999千円																				
勤務費用	41,830千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	<u>6,183千円</u>																				
退職給付費用	48,014千円																				
(1) 退職給付債務	207,802千円																				
(2) 退職給付引当金	207,802千円																				
勤務費用	48,812千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	<u>8,468千円</u>																				
退職給付費用	57,280千円																				

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期（平成19年3月31日現在）	第28期（平成20年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産		
（流動）		
賞与引当金	155,001	182,103
未払事業税	26,138	31,835
未払社会保険料	10,003	11,333
貯蔵品	8,178	2,834
その他	5,475	6,524
小計	204,797	234,631
（固定）		
退職給付引当金	66,324	84,554
役員退職引当金	7,094	-
子会社株式評価損	1,087	1,087
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	-	11,137
小計	186,302	208,575
評価性引当額	112,883	112,883
繰延税金資産計	278,216	330,323
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	52	-
繰延税金負債計	52	-
繰延税金資産（負債）の純額	278,163	330,323

2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第27期（平成19年3月31日現在）	第28期（平成20年3月31日現在）
法定実効税率	40.69 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分5以下であるため注記を省略しております。
連結納税加入に伴う 有価証券時価評価益	8.04 %	
過年度法人税等	2.88 %	
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.45 %	
その他	1.15 %	
税効果会計適用後の法人税率 の負担率	50.91 %	

（持分法損益等）

第27期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第28期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第27期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	118,595	持株会社	直接99.6%	兼任2名	-	賃借契約に係る敷金の差入 (*1)	-	差入保証金	164,903

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	太陽生命保険(株)	東京都港区	37,500	生命保険業	なし	-	投資顧問業務	投資顧問契約 (*2)	539,971	未収投資顧問料	138,946
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	75,000	生命保険業	なし	兼任1名 出向2名	投資顧問業務	投資顧問契約 (*2)	502,752	未収投資顧問料	128,621
								募集販売契約 (*3)	723,718	未払手数料	129,319

(注) 1. 上記 (1) ~ (4) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 太陽生命保険（株）および大同生命保険（株）については、平成19年3月30日に両社が保有する当社株式の全株を(株)T & Dホールディングスに売却したため、親会社及び法人主要株主等から兄弟会社等へ属性を変更しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

第28期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	118,595	持株会社	直接100%	兼任3名	経営管理	貸借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	164,903
								連結納税	-	その他未払金	324,234

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	太陽生命保険(株)	東京都港区	37,500	生命保険業	なし	出向1名	投資顧問業務	投資顧問契約(*2)	535,474	未収投資顧問料	136,035
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	75,000	生命保険業	なし	兼任1名 出向1名	投資顧問業務	投資顧問契約(*2)	446,882	未収投資顧問料	106,913
								募集販売契約(*3)	696,506	未払手数料	112,355

(注) 1. 上記(1)～(4)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 太陽生命保険(株)および大同生命保険(株)については、平成19年3月30日に両社が保有する当社株式の全株を(株)T & Dホールディングスに売却したため、親会社及び法人主要株主等から兄弟会社等へ属性を変更しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

（ 1 株当たり情報 ）

第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	6,192.38円	1 株当たり純資産額	6,979.33円
1 株当たり当期純利益金額	630.58円	1 株当たり当期純利益金額	897.02円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	682,605	当期純利益（千円）	971,027
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
（うち利益処分による役員賞与金）	-	（うち利益処分による役員賞与金）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	682,605	普通株式に係る当期純利益（千円）	971,027
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（ 重要な後発事象 ）

第 27 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
_____	_____

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第29期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,871,802
2. 前払費用			88,507
3. 未収委託者報酬			765,069
4. 未収運用受託報酬			674,940
5. 未収投資助言報酬			3,150
6. 繰延税金資産			101,836
7. その他			37,677
流動資産計			7,542,984
固定資産			
1. 有形固定資産	1		206,814
(1) 建物		99,508	
(2) 器具備品		106,409	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産	2		53,777
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		29,418	
(3) ソフトウェア仮勘定		21,496	
3. 投資その他の資産			653,337
(1) 投資有価証券		62,283	
(2) 関係会社株式		319,107	
(3) 長期差入保証金		164,953	
(4) 繰延税金資産		103,539	
(5) その他		3,453	
固定資産計			913,930
資産合計			8,456,914

		第29期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			12
2. 未払金			440,799
(1) 未払収益分配金		1,007	
(2) 未払償還金		10,989	
(3) 未払手数料		287,616	
(4) その他未払金		141,185	
3. 未払費用			218,811
4. 未払法人税等			27,819
5. 未払消費税等			8,074
6. 賞与引当金			189,409
7. 役員賞与引当金			17,250
流動負債計			902,176
固定負債			
1. 退職給付引当金			228,408
2. 役員退職慰労引当金			354
固定負債計			228,762
負債合計			1,130,938
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,948,318
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,635,528	
株主資本合計			7,325,986
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			▲9
評価・換算差額等合計			▲9
純資産合計			7,325,976
負債純資産合計			8,456,914

(2) 中間損益計算書

		第29期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1 . 委託者報酬			2,135,744
2 . 運用受託報酬			1,161,286
3 . 投資助言報酬			3,000
営業収益計			3,300,030
営業費用			
1 . 支払手数料			764,784
2 . 広告宣伝費			30,803
3 . 調査費			467,058
(1) 調査費		12,194	
(2) 委託調査費		234,740	
(3) 情報機器関連費		218,405	
(4) 図書費		1,718	
4 . 委託計算費			67,916
5 . 営業雑経費			76,450
(1) 通信費		4,837	
(2) 印刷費		42,406	
(3) 協会費		4,745	
(4) 諸会費		1,453	
(5) 紹介手数料		23,007	
営業費用計			1,407,013
一般管理費			
1 . 給料			757,252
(1) 役員報酬		29,851	
(2) 給料・手当		693,715	
(3) 賞与		33,685	
2 . 法定福利費			107,544
3 . 退職金			6,352
4 . 福利厚生費			4,675
5 . 交際費			2,244
6 . 旅費交通費			28,348
7 . 事務委託費			106,540
8 . 租税公課			11,119
9 . 不動産賃借料			85,950
10 . 退職給付費用			38,352
11 . 役員退職慰労金			354
12 . 賞与引当金繰入			190,154
13 . 役員賞与引当金繰入			17,250
14 . 固定資産減価償却費	1		34,444
15 . 諸経費			69,829
一般管理費計			1,460,414
営業利益			432,602

		第29期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,290
2. 受取利息			1,464
3. 為替差益			4,748
4. 時効成立償還金			5,110
5. その他			92
営業外収益計			12,706
営業外費用			475
営業外費用計			475
経常利益			444,832
特別利益			
1. 固定資産売却益			1
特別利益計			1
特別損失			
1. 固定資産売却損			23
2. 投資有価証券売却損			5
特別損失計			28
税引前中間純利益			444,805
法人税、住民税及び事業税			63,862
過年度法人税等			173
法人税等調整額			124,954
中間純利益			255,815

(3) 中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,864,672
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	▲ 484,960
	中間純利益	255,815
	当中間会計期間変動額合計	▲ 229,144
	当中間会計期間末残高	2,635,528
株主資本合計	前事業年度末残高	7,555,130
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	▲ 484,960
	中間純利益	255,815
	当中間会計期間変動額合計	▲ 229,144
	当中間会計期間末残高	7,325,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	-
	当中間会計期間変動額	
	株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額（純額）	▲ 9
	当中間会計期間変動額合計	▲ 9
	当中間会計期間末残高	▲ 9
純資産合計	前事業年度末残高	7,555,130
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	▲ 484,960
	中間純利益	255,815
	株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額（純額）	▲ 9
	当中間会計期間変動額合計	▲ 229,154
	当中間会計期間末残高	7,325,976

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第29期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>8～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はございません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期末における必要額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。				
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 株式会社T & Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。				

会計処理基準の変更

第29期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（企業会計審議会第一部会 平成 5 年 6 月17日）平成19年 3 月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第16号（日本公認会計士協会会計制度委員会 平成 6 年 1 月18日）平成19年 3 月30日改正）が平成20年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による損益への影響はありません。

表示方法の変更

第29期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
（貸借対照表） 前中間会計期間において、「未収投資顧問料」として掲記されていたものは、当中間会計期間より「未収投資助言報酬」と表示しております。 （損益計算書） 前中間会計期間において、「その他営業収益」として掲記されていたものは、当中間会計期間より「投資助言報酬」と表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物 34,943千円 器具備品 103,251千円
2	無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 114,861千円
3	消費税の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。 有形固定資産 31,417千円 無形固定資産 3,026千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌中間会計期間となるもの

該当事項はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

3．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他（投資信託）	100	83	16
小計	100	83	16

4．時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	319,107

（1株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	6,767円64銭
1株当たり中間純利益金額	236円31銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	255,815
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	255,815
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

出資の状況

委託会社は本書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

日興シティ信託銀行株式会社

- ・資本金の額 資本金 20,000百万円（平成20年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成20年9月末日現在)	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555	
コスモ証券株式会社	() 13,500	
立花証券株式会社	6,695	
東武証券株式会社	420	
新潟証券株式会社	600	
三菱UFJ証券株式会社	65,518	
豊証券株式会社	2,540	
日興コーディアル証券株式会社	100,000	
フィデリティ証券株式会社	3,207	
インヴァスト証券株式会社	5,965	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
楽天証券株式会社	7,445	
株式会社大正銀行	2,689	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社静岡中央銀行	2,000	
イーバンク銀行株式会社	50,002	
大同生命保険株式会社	75,000	日本において生命保険業務を営んでいます。

() 平成20年10月15日現在

（参考）投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

- ・資本金の額 490百万円（平成20年9月末日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- 投資信託財産の保管・管理・計算
- 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- 受益権の募集・販売の取扱い
- 受益権の一部解約請求の取扱い
- 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- 目論見書、運用報告書の交付等

（参考）「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

a . ファンドの運用に係る助言及び情報提供

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成20年9月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年7月25日	臨時報告書
平成20年10月15日	有価証券届出書
平成20年10月15日	有価証券報告書
平成20年10月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年3月13日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）の平成20年7月16日から平成21年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）の平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 徹
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大山 修
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
----------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月4日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）の平成20年1月16日から平成20年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）の平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月6日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

沼田 徹

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大山 修

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。